

資 料 一 覧

資料 1	愛知県幼児教育研究協議会開催要綱	1
資料 2	愛知県幼児教育研究協議会の傍聴に関する要領	2
資料 3	令和 5 年度愛知県幼児教育研究協議会委員名簿	3
資料 4	令和 4 ・ 5 年度愛知県幼児教育研究協議会協議題	4
資料 5	令和 5 年度愛知県幼児教育研究協議会及び専門部会の開催経過	5
資料 6	令和 5 年度第 1 回愛知県幼児教育研究協議会の概要	6
資料 7	令和 5 年度愛知県幼児教育研究協議会専門部会における協議の概要	7
資料 8	令和 5 年度第 2 回愛知県幼児教育研究協議会協議内容	8

別添

資料 9	事例集（案）	
------	--------	--

愛知県幼児教育研究協議会開催要綱

(趣旨)

第1条 本県幼児教育に関する諸問題について研究協議するため、愛知県幼児教育研究協議会(以下「協議会」という。)を開催する。

(研究協議事項)

第2条 幼児教育に関する基本的事項並びに当面する諸問題について研究協議する。

2 協議題については、今日的課題を踏まえて、県教育委員会が提起する。

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者・一般有識者
- (2) 市町村関係者
- (3) 幼稚園、保育所、認定こども園等及び学校関係者
- (4) P T A関係者
- (5) 県関係者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、協議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の招集)

第5条 協議会は、県教育委員会教育長が招集する。

(専門部会)

第6条 協議会に専門の事項を調査・研究するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、専門委員をもって構成する。

3 専門部会に部会長を置く。

4 部会長は、専門委員のうちから互選する。

5 専門部会は、県教育委員会教育長が招集する。

(意見聴取)

第7条 協議会及び専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議は、公開する。

(会議録)

第9条 協議会は、会議を開いたときは会議録を作成するものとする。

2 会議録の保存年限は、5年とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、県教育委員会教育部義務教育課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、県教育委員会教育長が定める。

附 則

この要綱は、昭和47年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

愛知県幼児教育研究協議会の傍聴に関する要領

- 1 傍聴人の決定
会議の傍聴人は、会長が決定する。
- 2 傍聴人の人数
会議における傍聴人の定員は、10人とする。
- 3 傍聴申込み
傍聴を希望する者は、会議傍聴申込書（様式1）により、会長に申し込むものとする。なお、傍聴の申込みは、会議開催当日、開会予定時刻の30分前から、会場の受付にて開始し、会議の開始の10分前に締め切る。
- 4 定員を超えた場合の取扱い
締め切り時に、傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、傍聴申込書の提出者のうちから、抽選により定員までの傍聴人を決定する。
- 5 会議資料の配付等
 - (1) 傍聴人には、当日、会議資料又はその概要を交付する。
 - (2) 傍聴人は、会議開会予定時刻までに入室し、本要領を遵守するものとする。
- 6 傍聴席に入ることができない者
次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができないものとする。
 - (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 児童及び乳幼児。ただし、引率者があって会長が許可をした場合は、この限りではない。
 - (4) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者
 - (5) カメラ、ビデオカメラ、ICレコーダー、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。
 - (6) その他、議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者。
- 7 傍聴人の守るべき事項
傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。
 - (1) みだりに席を離れないこと。
 - (2) 帽子、外とう類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、会長が許可した場合は、この限りではない。
 - (3) 携帯電話及びスマートフォン等については、使用できないように電源を切るか、マナーモードにしておくこと。
 - (4) 飲食しないこと。ただし、健康管理等のための水分補給等はこの限りではない。また、飲食禁止の会議室等の場合、水分補給等のための一時退室は認める。
 - (5) 会場における言論に対し批評を加え、又は可否を表明しないこと。
 - (6) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げる等の示威的行為をしないこと。
 - (7) 私話し、談論し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。
 - (8) その他会議を妨害するような行為をしないこと。
- 8 写真、ビデオ等の撮影及び録音の禁止
傍聴人は、議事に対する協議等の開始以後においては、傍聴席で写真やビデオ撮影をし、又は機器等を用いて録音してはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。
- 9 会長の指示
会長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は会長の指示に従わないときは、当該傍聴者の退場を命ずることができるものとする。
- 10 施行年月日
この要領は、平成31年2月1日から施行する。

令和5年度愛知県幼児教育研究協議会委員名簿

(敬称略)

学識経験者 ・ 一般有識者	津金 美智子	名古屋学芸大学教授
	鈴木 照美	椋山女学園大学非常勤講師
市町村 関係者	増岡 潤一郎	みよし市教育委員会教育長
	小島 治彦	名古屋市教育委員会指導部指導室長
	永井 悦子	名古屋市子ども青少年局保育部主幹
	板倉 宏幸	高浜市こども未来部こども育成グループグループリーダー
幼稚園・ 保育所及び 学校関係者	池田 紀代美	愛知県国公立幼稚園・こども園長会長 (名古屋市立第一幼稚園長)
	村上 芳枝	愛知県私立幼稚園連盟副会長 (ベル豊田幼稚園 統括園長)
	伊東 世光	愛知県社会福祉協議会保育部会副部会長 (名古屋市 天使保育園長)
	宇都宮 美智子	名古屋民間保育園連盟副会長 (名古屋市 中村保育園長)
	山本 武志	豊橋市立八町小学校長
P T A 関係者	大平 玲緒奈	愛知県国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会会長 (名古屋市立第一幼稚園)
	林 健二	愛知県私立幼稚園PTA連合協議会会長 (R5.7~R6総会) (名古屋柳城短期大学附属柳城幼稚園)
	飯田 愛美	一宮市立丹陽西保育園保護者の会会長
県関係者	今宮 裕司	愛知県福祉局子育て支援課長
	藤井 徹	愛知県県民文化局県民生活部学事振興課私学振興室長

事務局名簿

	氏 名	職 名		
事 務 局	栗木 晴久	愛知県教育委員会教育部長	名古屋市中区 三の丸 3-1-2	(052) 954-6799 (ダイヤルイン)
	水谷 政名	愛知県教育委員会義務教育課長		
	星原 秀晴	愛知県教育委員会義務教育課 担当課長		
	稲垣 孝治	愛知県教育委員会義務教育課 課長補佐		
	野田 恵美	愛知県教育委員会義務教育課 課長補佐		
	吉川 直希	愛知県教育委員会義務教育課 主査		
	鈴木 清子	愛知県教育委員会義務教育課 主査		
	西澤 邦雄	愛知県教育委員会特別支援教育課 主査		
	長谷川 智子	愛知県総合教育センター基本研修室 主査		
	渡辺 久美子 中井 吉美	愛知県幼児教育コーディネーター		

令和4・5年度愛知県幼児教育研究協議会協議題

幼児教育における「社会に開かれたカリキュラム」の実現をめざして
～ 幼児期に育みたい資質・能力の理解に向けて～

(設定理由)

現状

- ・県においては令和2・3年度で「幼児期に育みたい資質・能力」について、小学校以降の育ちも見通しながら一体的に捉えることの大切さを示してきた。
- ・「幼児期に育みたい資質・能力」を明確にする過程で、本協議会に関わる保護者や小学校関係者などに、幼稚園や保育所等での生活や遊びの意義が再認識された。そして、その意義や価値をもっと保護者に発信していくことの必要性を指摘された。

国の提言・社会の要請

- ・国における『幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会』において、「幼児教育の質に関する認識が社会的に共有されているとは言い難い」ことや、「発達の連続性の重要性に関する理解が必ずしも十分ではない」ことが現状として示された。そして幼児期の教育で育みたい資質・能力を幼児教育施設、家庭、地域（社会）と共有し、その価値を認識し合うことや、遊びを通じて学ぶという幼児期の特性を、子供に関わる大人が立場の違いを越えて再確認すべきことを求めている。

検討すべき課題

- 「幼児期に育みたい資質・能力」をはじめ、幼児教育施設における教育の意義や価値について保護者や小学校を含む地域に理解され、認識し合うためには、どのようなことが必要か。
- 子供一人一人のよさや可能性を伸ばす上で、各園が「社会に開かれたカリキュラム」の実現のために、日々の保育・教育をどのように見直し、改善を図るとよいのか。

認識共有のための取組

保育者の資質向上
(幼児理解に基づく評価の実施)

「社会に開かれたカリキュラム」の実現をめざす

カリキュラムの検討

子供の成長を切れ目なく支える観点から、幼保小の円滑な接続をより一層すすめる

研究計画

【一年次】

- ・幼児教育に携わる職員が「今子供に何が育ちつつあるのか」と捉えたことを、家庭や小学校を含む地域と共有するために行うことは何かを検討。
- ・幼児期の教育への認識が広がり深まるような具体的な方策や工夫を検討。
- ・幼児理解に基づく評価を通して保育の改善・充実とカリキュラムの見直しにも視点をあてて考える。
⇒成果物として幼児教育施設が参考とすることのできる手引き（リーフレット）作成

【二年次】

- ・園が参考として活用できる取組を事例として紹介
- ・複数の実践事例を通して、計画したことの効果や改善点等を検討
⇒ 園が参考とできる実践事例集を作成

資料 5

令和5年度 愛知県幼児教育研究協議会及び専門部会の開催経過

年	月	日	曜	時間 場所	幼児教育研究協議会	幼児教育研究協議会 専門部会
5	5	30	火	14:00～16:00 三の丸庁舎 B203会議室	〈第1回研究協議会〉 ・令和5年度協議題について ・研究の方向性について ・専門部会の設置 ・今年度の計画	
5	7	12	水	14:00～16:00 三の丸庁舎 B203会議室		〈第1回専門部会〉 ・令和5年度協議題の確認 ・令和4年度の取組、第1回 研究協議会の報告 ・研究内容について ・事例集掲載事例の検討 ・事例の提供依頼
5	9	6	水	14:00～16:00 三の丸庁舎 B203会議室		〈第2回専門部会〉 ・事例集案の検討 事例内容、まとめ方、 修正の方向等検討 ・第3回部会の予定確認
5	11	15	水	14:00～16:00 三の丸庁舎 803会議室		〈第3回専門部会〉 ・事例集案の検討 表記、文字、内容等の 最終検討 ・まとめ
6	1	12	金	14:00～16:00 三の丸庁舎 B203会議室	〈第2回研究協議会〉 ・専門部会からの報告 ・令和6年度の計画(方向性に ついて)	

令和5年度第1回愛知県幼児教育研究協議会の概要

令和5年5月30日（火）
午後2時から午後4時
三の丸庁舎B203会議室

< 協議内容 >

- 「社会に開かれたカリキュラム」をどのように社会に示していくのか
 - ・各地域の現状について
 - ・家庭や小学校、地域と連携するためにどのような取組や工夫をしているか
 - ・どのような事例集にしていくとよいか

< 委員からの意見概要 >

- ・4年度作成のリーフレットに掲載した保護者を対象とした事例は、ドキュメンテーション、掲示、対話等、発信の方法を組み合わせ、園の取組や子供の育ちについて、より理解を深めるための工夫を紹介している。
- ・我が子は、園で折り紙や空き箱を使って、自分で作ったものを大事に持ち帰ってくる。先生に言われたからではなく、遊びの中で自分で考えて何かをしている。こういう自分で考える力はこれから役立つ力だと思う。
- ・園は社会に何を伝えたいか。子供の目が輝いた時、心が動いた時の様子や育ち、そのプロセス。その瞬間の写真を撮ることは難しい。また活動そのものが主体的でないという姿は出てこない。
- ・学校同様、園でもデジタル化が進み、アプリ導入等、配信での発信が多くなってきている。ユーチューブ等手段ツールも多様になってきている。個人情報保護の課題に配慮しながら取り組んでいる。（個人情報の保護については民間企業の知恵を借りるという方法もある。）
- ・ドキュメンテーション等、配信することがよいことなのではなく、それを通して何を伝えるかが重要。園や保育者は何を伝えていくのか、本当に大事なところ。
- ・発信の方法はいろいろあり、伝える対象が保護者なのか、小学校なのか、地域なのか、その発信先によっても違ってくると思うが、何を伝えるかがかなり大事。
- ・子供に育みたい力を保護者と共有して、一緒に取り組んだらうまくいった、一緒に取り組んだら子供にこんな力が育った、というような事例があるとよい。
- ・園で育んだ力が小学校生活ではこのように生かされる、という事例は小学校教員にも参考になる。5歳児から小学校1年生の架け橋期のカリキュラム作成について参考となるものがあるとありがたい。
- ・幼保小の話し合いでは、就学時の個々の配慮事項について情報共有することはよくあるが、教育内容まではできていない。小学校側は園のことをあまり知らない。教育内容にまで踏み込んで伝え合う好事例があると参考になる。
- ・何をどう伝えると、幼児教育の重要性や小学校につながる力が伝わり、子供たちが小学校でもさらに安心して学びを深めていけるか、というところも含めていけるとよい。

令和5年度 愛知県幼児教育研究協議会専門部会における協議の概要

	専門部会	検討事項として
1	<p>〈第1回専門部会〉 7月12日(水) 午後2時から午後4時 三の丸庁舎B203会議室</p>	<p>(1) 令和5年度協議題の確認 (2) 令和4年度の取組、第1回研究協議会の報告 (3) 協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例集作成について ・実践事例について
2	<p>〈第2回専門部会〉 9月6日(水) 午後2時から午後4時 三の丸庁舎B203会議室</p>	<p>協議内容 ○事例集(案)の構成と内容について</p> <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例の意図について ・事例のねらい・内容について ・事例の効果について ・様式、枠等、統一すべき点について
3	<p>〈第3回専門部会〉 11月15日(水) 午後2時から午後4時 三の丸庁舎803会議室</p>	<p>協議内容 ○事例集(案)について</p> <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掲載内容、形式について ・構成について ・文字、語句、文字種、サイズ、色合い等について

令和5年度第2回愛知県幼児教育研究協議会協議内容

令和4・5年度 協議題

幼児教育における「社会に開かれたカリキュラム」の実現をめざして
～幼児期に育みたい資質・能力の理解に向けて～

〈本日の協議内容〉

(1) 令和5年度報告の事例集（案）について

- ・ よりよくするための修正点について意見、感想
- ・ 事例集の今後の生かし方、活用の仕方（効果的に広める方法）

(2) 幼児教育に関わる課題等について

（次年度以降取り組む協議題の方向性について）

※「社会に開かれた教育課程」について、小学校のみならず、幼稚園、保育所、認定こども園を含めるため、「社会に開かれたカリキュラム」としている。その考え方は同じ趣旨である。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....